様式第一

「マルチステークホルダー方針」

当組合は、組織運営において、組合員にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

１．従業員への還元

当組合は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当組合の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

具体的には、賃金の引上げについて経営状況を踏まえた賃金水準の見直し等に取り組むとともに、教育訓練等について、職員のキャリアプログラムを作成し常に活用して、専門職としての知識・技能やマネジャーとして定型化されたスキルなどを高度化し、専門能力を高めるとともに、人材育成のプログラムを常に更新していきます。

２．取引先への配慮

当組合はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ

【https://www.biz-partnership.jp/declaration/129297-10-00-saitama.pdf】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

３．その他のステークホルダーに関する取組

当組合は、これからも事業と活動の総合力で組合員の皆さまのくらしに貢献し、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指します。生産者・取引先の皆さま、行政・諸団体の皆さまとのパートナーシップを大切に、「ともに」の力で笑顔の明日を迎えられる社会を目指してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和８年３月13日

生活協同組合コープみらい　　代表理事　理事長　熊﨑　伸